

非常用給水袋の共同購入に関する協定書

福島市水道事業管理者 清野一浩（以下「福島市」という。）とふくしま田園中枢都市圏構成事業体（以下「構成事業体」という。）は、広域連携にかかる非常用給水袋の共同購入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、ふくしま田園中枢都市圏ビジョンに掲げる水道事業における広域連携の推進に基づき、非常用給水袋の共同購入について、必要な事項を定めるものとする。

（構成事業体）

第2条 この協定書における構成事業体とは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村とする。

（非常用給水袋の購入）

第3条 非常用給水袋の購入については、福島市において一括で行うものとする。
なお、非常用給水袋の仕様等については、別途定めるものとする。

（非常用給水袋の引渡し及び費用の負担）

第4条 福島市は、非常用給水袋を構成事業体に引渡し、構成事業体は、引渡された非常用給水袋に係る費用について負担するものとする。
なお、非常用給水袋に関する費用負担は別に定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 福島市は、非常用給水袋の引渡し後、速やかに費用の請求書を作成し、構成事業体に提出するものとし、構成事業体は、前条に基づいた費用を、福島市の指定する支払期日までに、福島市の発行する納入通知書により支払うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

（その他）

第7条 協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各々1通を保有する。

令和7年6月12日

福島市水道事業管理者

清 野 一 浩



二本松市水道事業

二本松市長

三 保 恵 一



伊達市水道事業

伊達市長

須 田 博 行



本宮市水道事業

本宮市長

高 松 義 行



桑折町水道事業

桑折町長

高 橋 宣 博



国見町水道事業

国見町長

村 上 利 通



川俣町水道事業

川俣町長

藤 原 一 二



大玉村水道事業

大玉村長

押 山 利 一



飯舘村水道事業

飯舘村長

杉 岡 誠

